「日 ASEAN における新産業創出促進事業」に係る企画提案の公募について

１．事業趣旨・目的

2015 年末に ASEAN 経済共同体（AEC）が設立されたことや、昨今の世界の状況変化を踏まえ、2016 年 8 月に開催された日 ASEAN 経済大臣会合では、「新しい時代の日 ASEAN 協力」について議論された。具体的には、世耕経済産業大臣から、サプライチェーンやハード・ソフトのインフラの整備という従来型の協力に加え、今後の ASEAN の経済発展を支える新産業創出のための協力に力を入れるとともに、質の高いメガ FTA へのコミットメントとして、自由貿易の重要性を認識し質の高い RCEP の実現を目指す、という三本柱による日 ASEAN 協力を提案し、この内容を盛り込んだ日 ASEAN の今後 10 年の経済協力に関する「日 ASEAN10 年間戦略的経済協力ロードマップ」の改訂に合意した。

特に、新産業創出については、第四次産業革命のアジア展開を日本企業と ASEAN 企業との連携により進めるため、2017 年に新しい枠組みである「日 ASEAN イノベーションネットワーク」を創設した。

本事業では、日 ASEAN のビジネス連携を促進し、新産業創出を進めるため、日本企業と現地企業との新産業創出に資する調査事業や、情報発信及び企業間のネットワーキング、ビジネス連携を進める中で顕在化した課題に対する産業界の要望の取りまとめ等を行う。

２．対象国：ASEAN 10 か国

３．事業の内容

以下の事業を実施予定。ただし、（１）から（３）までは４．を踏まえた事業とすること。

（１）日 ASEAN 連携による新産業創出に資する調査事業
（２）日 ASEAN 連携による新産業創出に資する情報発信・ネットワーキング等
（３）日 ASEAN のイノベーション促進に向けた産業界の提言書作成
（４）１．の目的を達成するために必要なその他の取り組み

４．具体的な事業内容及び実施に当たっての要件

（１）日 ASEAN 連携による新産業創出に資する調査事業

ａ）目的

デジタル経済の到来や ASEAN を取り巻く環境の変化により、ASEAN の社会構造が急速に変革していく中で、日 ASEAN 連携による新産業創出を一層促進させるため、ASEAN 各国及び各国の主要都市（１～２都市を想定）における社会課題や産業としての課題、ニーズ等を調査するとともに、調査より判明した課題を解消するに当たって、日本企業のいかなる参画がこれに寄与し、そのためにどのような取り組み・政策が産業界及び日本政府において必要か、基本方針をまとめる。

なお、以降で記載する各種イベントについては、本調査内容も踏まえた上で実施することとする。

ｂ）実施方法

実施に当たっては、デスクワークを通じた情報収集・整理に加え、ASEAN 各国の官公

庁や主要都市における地方自治体ら公的機関、商工会議所や関連企業ら産業界、また可能な限り、シンクタンク、メディア、NPO らにもヒアリングを行って情報収集を行う。

調査の一部を調査会社またはネットワークを有した専門家等へ再委託する場合には、受託者が精算まで含め管理する。

作成する報告書は、可能な限り分野別に課題の細分化を行い、解決に向けたソリューションの提案を盛り込んだものとする。

（２）日 ASEAN 連携による新産業創出に資する情報発信・ネットワーキング等

① シンポジウム・セミナー等

ａ）目的

・日 ASEAN 企業の連携促進及び協力に向けた機運醸成を目的として、シンポジウム・セミナー、官民対話を開催し、各国の関係者へ向けた情報発信を行う。本イベントの開催に際しては、平成 30 年度に終了した「日 ASEAN における新産業創出事業」の結果にも留意した上で、（１）の調査にて把握した各国の社会課題・ニーズ、日 ASEAN のビジネス連携方法、日本企業が有するソリューション等をテーマとして設定することとする。

ｂ）実施方法

・（１）の調査結果ならびに日・アセアン経済産業協力委員会（AMEICC）事務局より提供する「日 ASEAN における新産業創出事業」の報告書を踏まえた上で、上記ａ）の目的に沿ったテーマを設定し、シンポジウム・セミナー、官民対話全体の企画・運営を行う。

・登壇者として有識者、日 ASEAN 企業等を招聘・派遣する場合には、登壇者の出張手続きについても受託者が手配・管理することとする。

② マッチング・ピッチ等

ａ）目的

・新産業分野における日 ASEAN 間の企業連携を促進させるため、マッチングやピッチ、交流の機会を提供する。

・日 ASEAN の起業家、もしくは起業を志す者が有するアイディアや技術を日 ASEAN 双方の投資家・ビジネス関係者に PR し、交流する機会を提供することにより、両地域での新たなビジネス展開・起業及び日 ASEAN 双方向での起業支援を促進する。

ｂ）実施方法

・（１）の調査結果ならびに AMEICC 事務局より提供する「日 ASEAN における新産業創出事業」の報告書を踏まえた上で、上記ａ）の目的に沿ったマッチング・ピッチ、交流会等を開催し、全体の企画・運営を行う。

・マッチングないしピッチイベントの単独での開催のほか、展示会等の既存イベントを活用して出展し、イベントを開催する場合には、あらかじめ AMEICC 事務局、経済産業省と協議した上で、その必要性を検討することとする。

・タイ、ベトナム、マレーシア、インドネシア、フィリピン等を中心に、ASEAN 域内にて開催する。具体的な開催場所については、AMEICC 事務局と相談の上、実施すること。

（3）日 ASEAN のイノベーション促進に向けた産業界の提言書作成

日 ASEAN の産業界と連携し、新産業分野における日 ASEAN 企業のビジネス連携の促進やその取り組みの中で顕在化した課題に対する制度改正等の要望を取りまとめ、日 ASEAN 政府関係者に対する政策提言書を作成する。

提言書の作成に際しては、2017 年に創設した「日 ASEAN イノベーションネットワーク」と連携するとともに、日 ASEAN 産業界をメンバーとした会合を開催し、情報収集ならびに関係者間での調整等を行うほか、既存のビジネス団体との意見交換・ネットワーキングも効果的に実施することとする。

5．留意事項

本事業は、日本と ASEAN 各国の政府・企業関係者と密に連絡を取る必要があるため、受託者においては、日本及び ASEAN 地域の双方において活動拠点を有し、これらの拠点に担当者を配置することにより、情報収集や連絡調整等の柔軟な対応ができることが望ましい。

6．成果物

（1） 成果物：

① 日 ASEAN 連携による新産業創出に資する調査事業報告書
② 日 ASEAN 連携による新産業創出に資する調査報告書サマリー（日・英）
③ 日 ASEAN 連携による新産業創出に資する情報発信・ネットワーキング等の開催報告書
④ 日 ASEAN のイノベーション促進に向けた産業界の提言書作成に関する報告書
⑤ その他関連資料

（2） 納品形態： CD-R 2 式

（3） 提出期限： 成果物（中間報告） 2020 年 3 月 31 日
成果物（中間報告） 2021 年 3 月 31 日
成果物（最終報告原案） 2021 年 12 月 28 日
成果物（最終報告） 2022 年 3 月 31 日

（4） 提出場所： 以下それぞれに対し、1 式ずつ CD-R を送付すること。また適宜求めに応じ、印刷物も納入すること。

① 経済産業省アジア大洋州課（ASEAN 地域担当）
東京都千代田区霞が関 1-3-1
Tel: +81-3-3501-1953

② （一財）海外産業人材育成協会 バンコク事務所（AMEICC 事業担当）
Nantawan Building 16F, 161 Rajadamri Road, Pathumwan, Bangkok 10330, Thailand
Tel: +66-2-255-2370

７．契約要件

（１） 契約形態：委託契約

（２） 採択件数：1 件

（３） 契約期間：契約日（2019 年 8 月下旬予定）より 2022 年 3 月 31 日までとする。

（４） 予算規模：250,000,000 円（消費税を含む。）を上限とする。なお、最終的な実施内容、契約金額については、採択された企画提案を確認・調整した上で決定することとする。

（５） 協会の契約者：一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）の契約者は、本業務が AMEICC 事業の一環である関係から、AOTS バンコク事務所長とする。

（６） 支払い：年度毎に受託者より提出される実績報告書及び本業務に要した経費の証憑に基づき、原則として現地調査を行って支払額を確定し、精算支払いする（円貨により銀行振込)。ただし、委託業務の完了前に必要な経費を概算にて請求し、かつ、適当と判断された場合は概算支払いを行うこととする。詳細は契約書で定める。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計であるため、全ての支出において帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。これを満たさない支出については、支払額の対象外となる可能性もある。

８．応募資格

（１）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

（２）経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

（３）本業務を的確に遂行するに足る組織・体制及び人員等を有していること。

（４）本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

（５）日本に法人格を有するものであること。

（６）2019 年 8 月において有効な、国の各省各庁における競争参加者資格審査により、役務提供等（調査・研究）の「Ｂ」の等級又はそれ以上の等級に格付けされている競争参加資格を有する者であること。

（７）会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く)。

９．応募方法

本公募要領を熟読の上、上記８．の応募資格を満たしていることを確認し、2019 年 8 月 19 日（月）午後 4 時まで【必着】に、下記１０．の応募必要書類を以下へ提出すること。

（注）下記１０．の応募必要書類の（１）については、事前（8 月 9 日（金）午後 3 時まで）に、公募申請書（押印不要）を E-mail 添付で下記へ送付し、本競争参加の意思表明を行うこと。押印された正本は他の応募必要書類とともに、改めて提出すること。

質疑については 8 月 9 日（金）午後 3 時まで E-mail で受付け、参加の意思表明をされた方に 8 月 15 日（木）午後 4 時までに回答を開示するものとする。

応募必要書類の宛先

〒120-0036　東京都足立区千住仲町 40－11　朝日生命北千住ビル 3F
一般財団法人海外産業人材育成協会
政策推進部　AMEICC 事務局支援室
管理業務グループ　（担当：名越、上井、野村）
TEL： 03-3888-8213　　FAX： 03-6806-1067
E-mail： kobo-amcshien-wc@aots.jp

１０．応募必要書類

（１）公募申請書　正本 1 部

（２）企画提案書　正本 1 部及び副本（正本のコピー可）2 部
①様式第 1　業務従事予定者の経歴、職歴、学歴、資格
②様式第 2　類似業務経験
③様式第 3　業務支援体制
④様式第 4　作業計画・要員計画
⑤様式第 5　受託業務見積書

（３）会社概要（事業概要）書　1 部

（４）直近 3 年分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）（企業の単体ベース。ただし、連結がある場合には、連結決算書も併せて提出）　各 1 部

（５）登記簿謄本（履歴事項全部証明書／3 ヶ月以内のもの）　1 部

（６）2019 年 8 月において有効な国の各省各庁における資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し　1 部

（７）（１）、（２）、（３）及び（４）のファイルデータを保存した電子媒体（CD-ROM 等）1 部

※　（１）、（２）は、所定の様式（当協会ホームページの本企画競争公告よりダウンロード可）

１１．審査方法

（１）　提出された応募書類に基づき、企画競争方式（技術審査及び価格）による審査を行う。審査は、提出書類に基づく書面審査によるが、場合によりヒアリング等を行うこともある。

技術審査項目：
・提案内容（業務内容の妥当性・独創性、業務運営方針の妥当性）
・組織の経験・能力（類似業務の経験、業務実施能力）

・業務従事者の経験・能力（本業務分野に関する知識、業務歴、資格・学歴等）

（２）　審査結果（採択または非採択の決定）は、速やかに通知するものとする。なお、採択・非採択の理由等個別の問い合わせについては応じられない。

（３）　提出書類は返却しないので、留意すること。

１２．問い合わせ先

一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）

政策推進部　AMEICC 事務局支援室　管理業務グループ

E-mail: kobo-amcshien-wc@aots.jp

※本件に関する問い合わせは、メールにて受け付ける。

以上